

林地台帳及び地図 運用マニュアル(案)概要

※本資料は、現時点での検討状況を基に作成したものであり、
今後、事務レベルの検討会等を経て成案を得ることとしてい
ます。

平成28年11月

林野庁計画課

1 林地台帳運用マニュアル(案)について

林地台帳運用マニュアル(案)の構成

構成	内容
第1章 マニュアルの概要	本マニュアルの目的、記載内容について説明しています。
第2章 林地台帳及び地図の運用の概要	林地台帳の運用上の事務処理の流れ等、運用の全体像を示しています。
第3章 林地台帳及び地図の公表・情報提供	林地台帳及び地図の公表・情報提供にあたっての事務手続きについて説明します。
第4章 林地台帳及び地図の修正・更新	林地台帳及び地図の修正・更新のタイミングや事務処理手続きについて説明します。
第5章 市町村事務における活用	林地台帳及び地図の市町村事務における活用方法について説明します。
第6章 都道府県との情報共有	林地台帳及び地図の都道府県と市町村における情報共有の方法について説明します。
第7章 林地台帳情報の保護	林地台帳情報のセキュリティ対策や個人情報の取扱いに関する留意事項を説明します。
第8章 林地台帳制度の周知	林地台帳の整備・運用制度の周知の方法について説明します。
(資料) I 林地台帳データの仕様	電子データの標準的な仕様
II 参考法令・用語集	参考法令及び用語の解説
III Q&A集	運用に関する質問と回答
IV 各種様式の記載例	運用上の事務処理手続きで使用する各種様式の記載例
V 収集する資料の入手方法	収集する資料の入手方法

第1章 マニュアルの概要

マニュアルの目的

(林地台帳制度創設の背景)

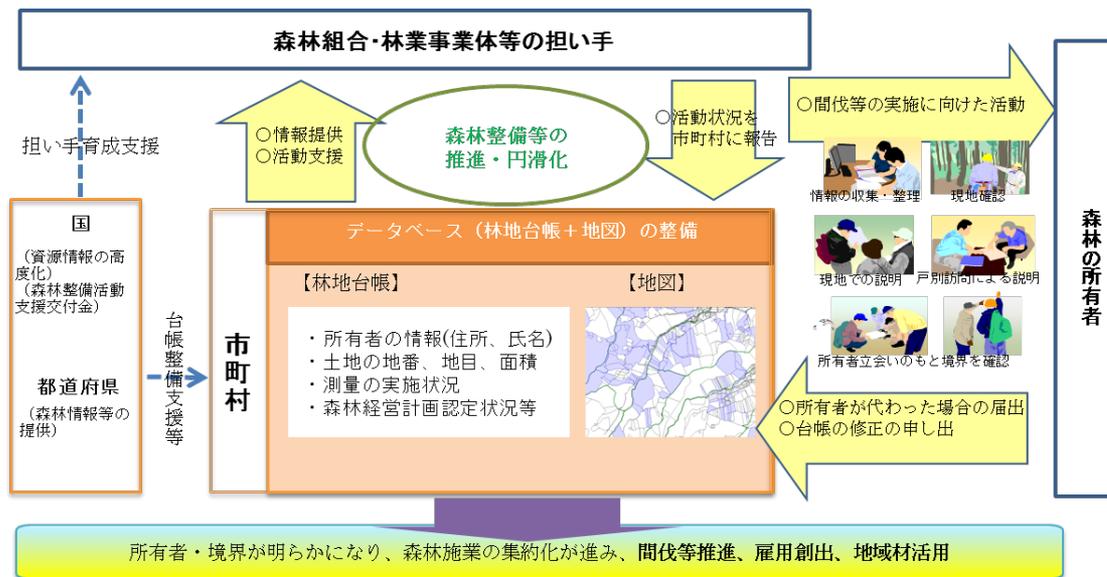
- 木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林経営意欲が低下する中、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加し、森林整備に支障
- こうした状況を踏まえ、平成28年5月の森林法(昭和26年法律第249号)の一部改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設

(林地台帳の目的)

- 林地台帳の整備により、
 - ・情報の修正・更新を適切に行うことにより所有者情報の精度が向上
 - ・森林組合や林業事業者が、森林の所有者に関する情報をワンストップで入手できることにより、施業集約化が促進

(運用マニュアルの位置付け)

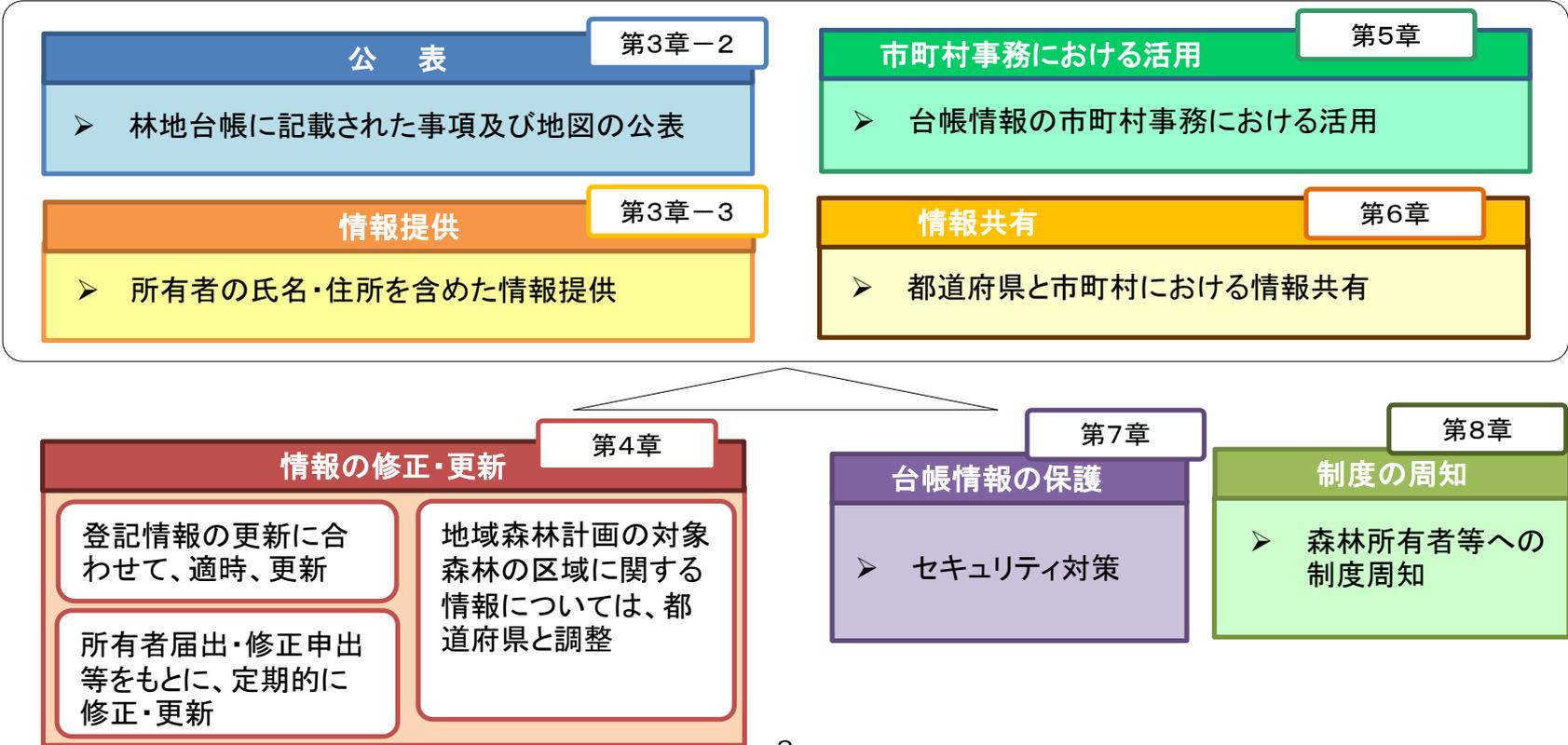
- 運用マニュアルは、林地台帳及び付帯する地図(以下、「林地台帳地図」)の公表・情報提供、修正・更新、活用など、市町村等における林地台帳の運用の方法や手続き、留意事項をまとめたもの
- 林地台帳の運用にあたり、市町村の担当者が運用のシーンに応じて必要なページを参照することを想定した構成



第2章 林地台帳及び地図の運用の概要 ①

林地台帳及び地図の運用の概要

- ▶ 林地台帳及び地図は、市町村等が行う森林法に基づく伐採届出制度や所有者届出制度などの事務の円滑な実施や、地域の森林整備の担い手による施業集約化を進めるために活用
- ▶ 市町村は、所有者からの修正申出や登記情報・地籍調査結果を用いて情報の修正・更新を行うとともに、施業の集約化の推進に向けて、林地台帳情報を森林組合や林業事業者等の意欲ある担い手に提供
- ▶ 個人情報の保護に十分配慮しつつ、無秩序な森林の伐採や売買が生じないよう、情報の提供先、目的等を限定するなど、適切に活用することが必要



第2章 林地台帳及び地図の運用の概要 ②

林地台帳及び地図の内容

- 森林の土地の所有者の氏名・住所、森林の土地の所在・面積・地目、境界測量の実施状況等を記載
- 地籍調査が完了している森林については、地籍図を活用し地図を作成
- 地籍図が活用できない場合は、森林計画図に地番を表示(筆界(地番界)は記載しない。複数の地番をまとめて表記することも可)

電子データによる管理

- 林地台帳及び地図の運用を効率的に行うためには、電子データによる管理・活用が有効
- 林地台帳管理機能を持つ森林GISの導入、既存の森林GISへの機能付与のほか、簡易な台帳管理システムを導入し、活用することも可能

【ソフトウェア】

- ・地理情報システム(GIS)
林地台帳と地図のデータの確認・加工や、地形図・空中写真等の画像データと重ね合わせ、情報分析等が可能
- ・データベース管理ソフトウェア
地図情報の確認や加工等ではできないが、情報の検索、修正・更新、外部出力等が可能

【管理・活用の留意事項】

- ・林地台帳には個人情報が含まれることから、情報提供する場合や作業を事業者に委託する場合には、**個人情報保護を徹底するよう指導**
- ・データ消失につながる事象が起こった場合に備え、影響を最小限に留めるために**情報のバックアップを保存**

◇ 管理システムの機能(例)



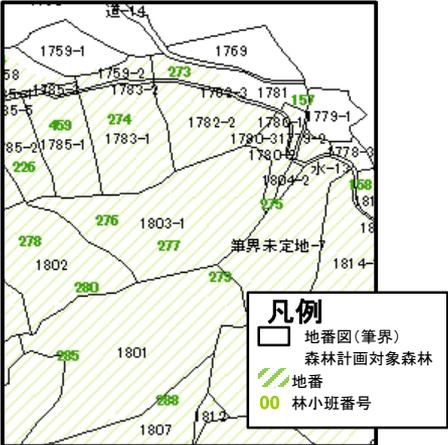
参考

◇ 林地台帳の記載事項

記載事項	所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	登記簿上の所有者				現に所有している者、所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等			
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
																済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日					
元となる情報	登記情報			森林簿情報	登記情報				森林の土地所有者届出、森林簿情報等				登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等			森林簿				

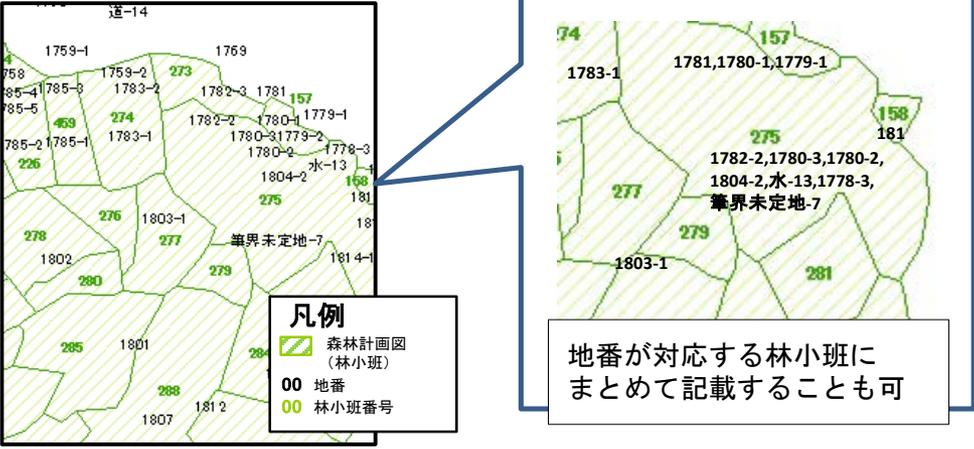
◇ 森林の土地に関する地図

地籍調査成果が利用できる場合



※林小班番号は任意

地籍調査成果が利用できない場合(森林計画図をベースに作成)



※筆界(地番界)は記載しない

参 考

◇ 林地台帳の記載例(リストの場合)

(林地台帳)

林 地 台 帳

所在					登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者					境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別 施業森林等		
所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	氏名・ 名称	住所	共有	登記年月日	氏名・ 名称	住所	共有	記載事由	届出年月日・記 載年月日	地籍調査		境界の測量に 資する測量		認定 有無	認定者の種 類	認定年月	区分	施業方法 等	
														済・ 未済	実施年月日	済・未 済・一 部実 施	実施年月日						
市町字**	1-1	山林	*****	1林班イ1	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日	** ** *	**県**市**町**-*					済	昭和**月**日			有	市町村長	平成**年*月	水	伐
市町字**	1-2	山林	*****	1林班イ1	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日	** ** *	**県**市**町**-*	有	修正申出	平成**年*月**日	済	昭和**月**日				有	市町村長	平成**年*月	水	伐
市町字**	2	山林	*****	1林班イ2	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日						済	昭和**月**日				有	市町村長	平成**年*月	水	伐
市町字**	2	山林	*****	1林班イ3	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日						済	昭和**月**日				有	市町村長	平成**年*月	水	伐
市町字**	3	山林	*****	1林班ロ1	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日						済	昭和**月**日				無			土	埋
市町字**	10	山林	*****	1林班ハ1	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日			有	所有者届出	平成**年*月**日	済	昭和**月**日				無			土	埋
市町字**	11	山林	*****	1林班ニ1	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日	** ** *	**県**市**町**-*	有	所有者届出	平成**年*月**日	未済		一部実施	平成**年*月**日	有	都道府県知事	平成**年*月	土	長	

(林地台帳の別表1)

登記簿上の所有者に係る共有者の一覧

林 地 台 帳 (別表1)					
登記簿上の共有者の一覧					
所在		登記簿上の所有者			
所在	地番	氏名・ 名称	住所	登記年月日	
市町字**	10	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日
市町字**	10	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日
市町字**	10	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日
市町字**	10	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日
市町字**	11	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日
市町字**	11	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日
市町字**	11	** ** *	**県**市**町**-*	****	平成**年*月**日

(林地台帳の別表2)

現に所有している者・所有者とみなされる者に係る共有者の一覧

林 地 台 帳 (別表2)					
現に所有している者・所有者とみなされる者の共有者の一覧					
所在		現に所有している者・所有者とみなされる者			
所在	地番	氏名・名 称	住所	記載事由	届出年月日・記 載年月日
市町字**	1-2	** ** *	**県**市**町**-*	修正申出	平成**年*月**日
市町字**	1-2	** ** *	**県**市**町**-*	修正申出	平成**年*月**日
市町字**	1-2	** ** *	**県**市**町**-*	修正申出	平成**年*月**日
市町字**	1-2	** ** *	**県**市**町**-*	修正申出	平成**年*月**日
市町字**	11	** ** *	**県**市**町**-*	所有者届出	平成**年*月**日
市町字**	11	** ** *	**県**市**町**-*	所有者届出	平成**年*月**日
市町字**	11	** ** *	**県**市**町**-*	所有者届出	平成**年*月**日

参 考

◇ 林地台帳の記載例
(一筆の場合)

林地台帳の見本（案）（一筆分）

所 在		地 番	
地 目			
面 積	h a		
登記簿上の所有者	氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)		
	住 所		
	共有の有無	※共有の場合、有と記載	
	登記年月日		
現に所有している者、所有者とみなされる者	氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)		
	住 所		
	共有の有無	※共有の場合、有と記載	
	記載事由 届出(記載)年月日	※修正の申出、各種届出等の種類を記載	
境界の確定に資する測量等の実施状況	地籍調査	実施の有無	実施 ・ 未実施
		実施年月日	年 月 日
	境界の確定に資する測量	実施の有無	実施 ・ 一部実施 ・ 未実施
		実施年月日	年 月 日

林小班	森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等		備考
	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区 分	施業方法	
	認定有・ 認定無	※市町村長、都道府 県知事、農林水産大 臣 と記載	年 月	※水源の涵養の機能 の維持増進を図るた めの森林施業を推進 すべき森林等と記載	※伐期の延長 、複層林施業 等と記載	

登記簿上の共有		
氏名・ 名称	住所	登記年月日

現に所有している者と見なされる者			
氏名・名 称	住所	記載事由	届出年月日・記 載年月日

第3章 林地台帳及び地図の公表・情報提供 ①

林地台帳及び地図の公表・情報提供の考え方

- 林地台帳及び地図は市町村等の事務に利用するほか、森林の位置や地番の確認を行い易くし森林所有者の保有森林への関心を高めたり、森林所有者による林地台帳情報の修正申出を喚起するため、林地台帳の情報の一部及び地図を**公表**(公表することにより個人の権利利益を害するものを除く)
- また、森林組合や林業事業体等の地域の森林整備の担い手による集約化施業の取り組みを促進するため、同一の都道府県内で森林経営計画の認定を受けている森林組合や林業事業体等に対して**情報提供**が可能

◇ 着色している項目が公表する記載事項

所在					登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況		森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等				
所在	地番	地目	面積(ha)	林小班	氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査	境界の測量に資する測量	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等	
															済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日				

・公表する情報には、所有者の氏名・住所はないが、**台帳や地図は不確実な部分もあることから情報の誤った利用を避ける必要があること、森林の保有・売買に制限がないこと、**から、公表は市町村窓口での閲覧を基本とし、閲覧を希望する場合、**氏名、住所、利用目的等を記載した申請書**を提出

・情報提供の対象は、所有者の氏名・住所を含むことから、**施業集約化のために、本人や隣接所有者、地域において施業集約化を行うことが確実な者、都道府県等に限定**

公 表

➤ 林地台帳に記載された事項及び地図を公表

市町村の事務所等の窓口での閲覧
(所有者の氏名・住所は公表しない)

※権利を確定するものではないこと、売買等の資料としては使えないこと等の留意事項を付言

情報提供

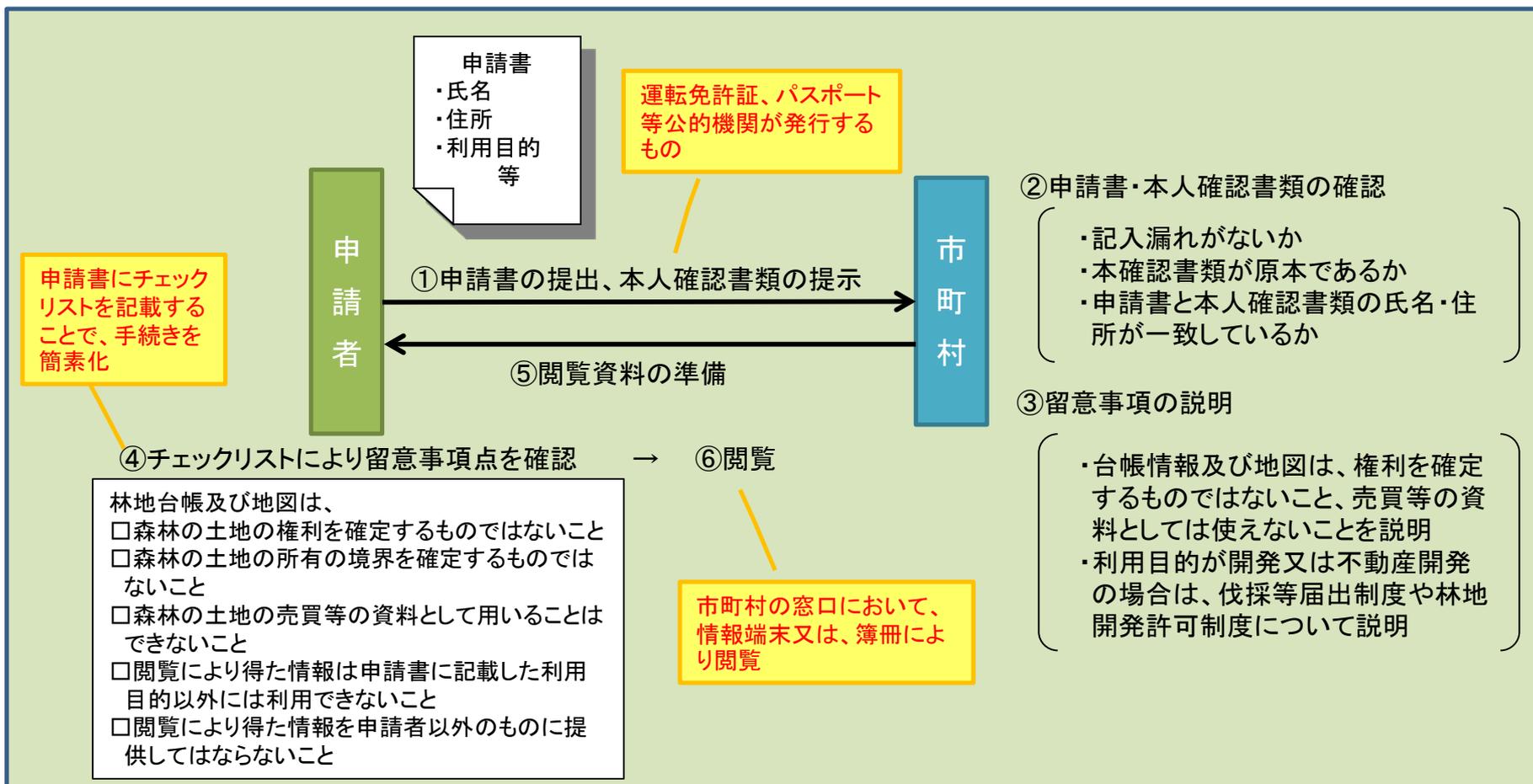
➤ 以下の者に対しては、所有者の氏名・住所を含め情報提供が可能

- ・当該森林の森林所有者又は当該森林の土地の所有者、隣接する森林の所有者等(当該森林所有者等から施業又は経営の委託を受けた者を含む)
- ・当該森林が所在する都道府県において森林経営計画の認定を受けている者
- ・都道府県、国

第3章 林地台帳及び地図の公表・情報提供 ②

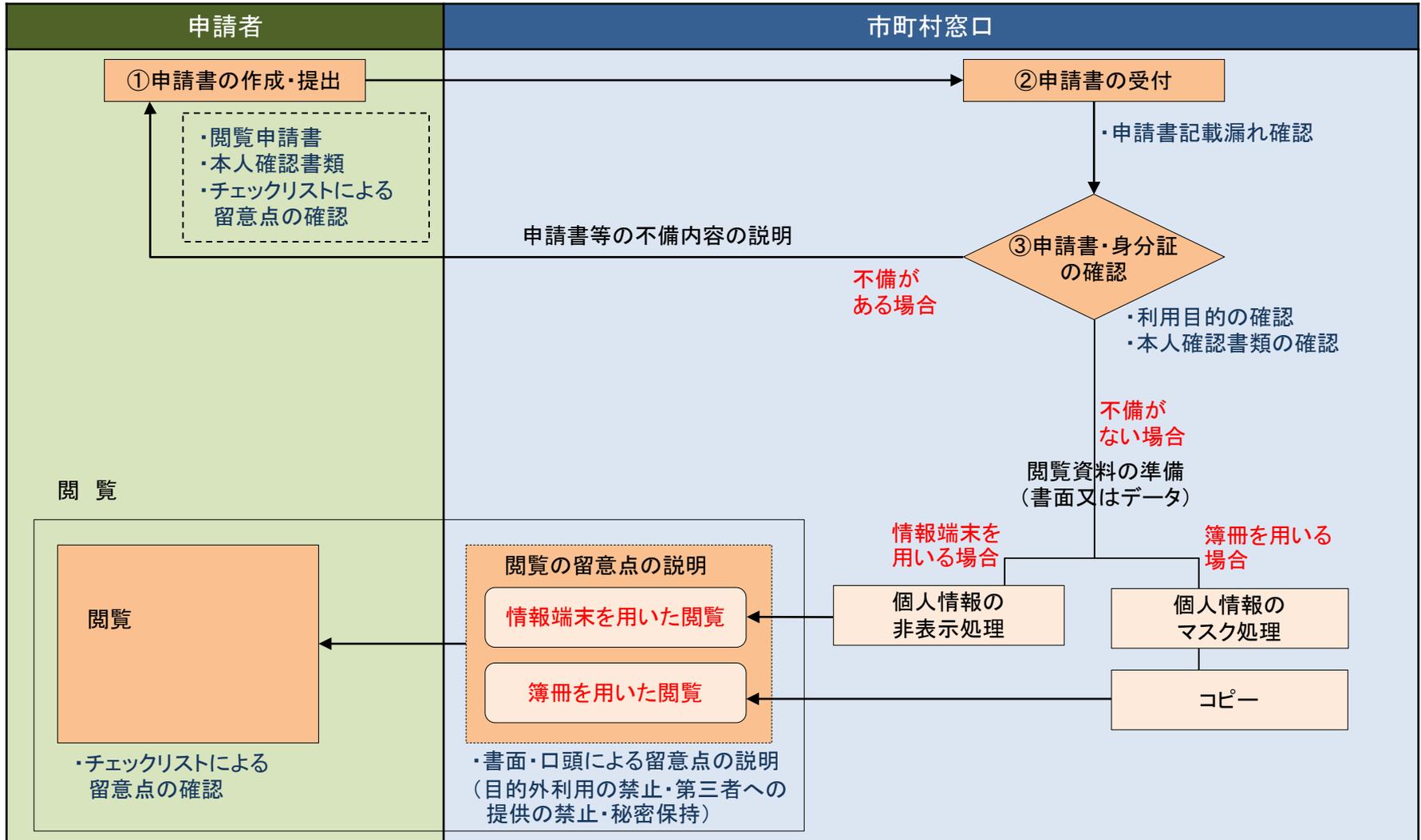
林地台帳及び地図の公表の方法

- 林地台帳情報を閲覧したい者は、申請書に氏名・住所・利用目的等を記載し提出(本人確認書類を提示)
- 市町村窓口担当者は、申請書等の内容を確認し、不備がなければ留意事項を説明(申請者はチェックリストで確認)
- 市町村窓口において、情報端末又は簿冊により閲覧



第3章 林地台帳及び地図の公表・情報提供 ③

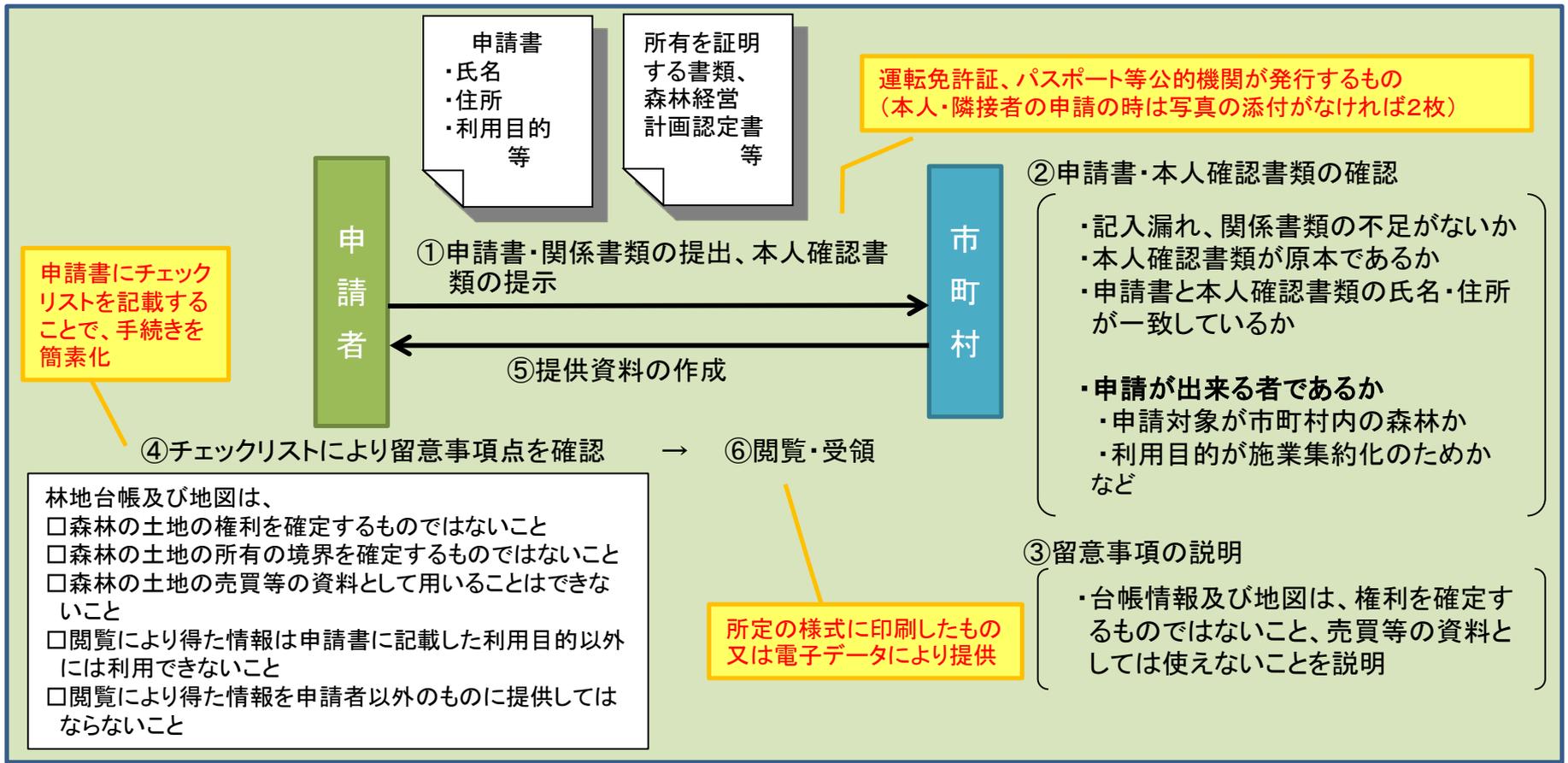
林地台帳及び地図の公表に関する事務処理の流れ



第3章 林地台帳及び地図の公表・情報提供 ④

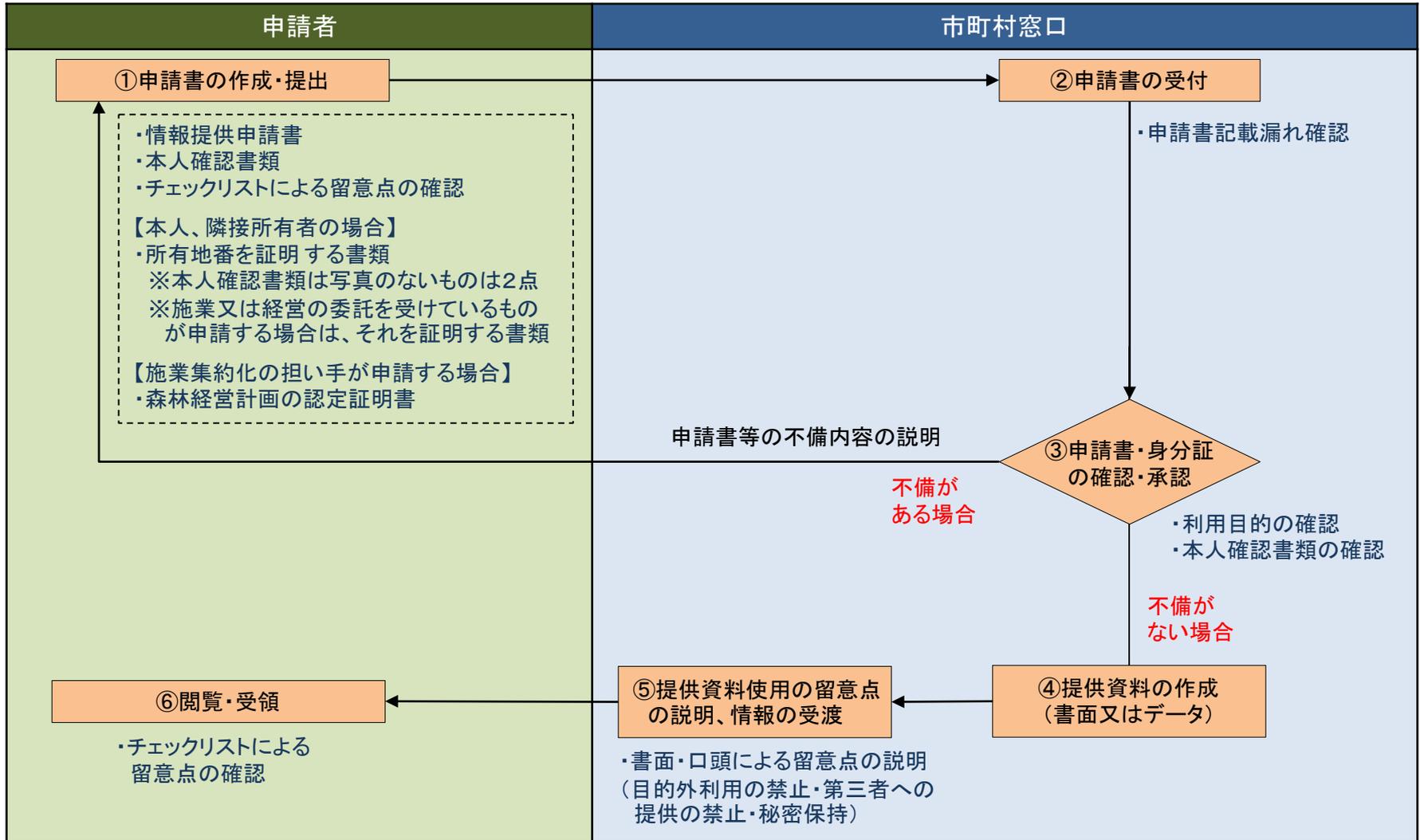
林地台帳及び地図の情報提供の方法

- 林地台帳の情報提供は、個人情報である所有者の氏名・住所を含めて情報提供を行うことから、情報の提供先、目的等を地域の森林整備の担い手等に限定
- 林地台帳情報の提供を受けたい者は、申請書に氏名・住所・利用目的等を記載し提出(本人確認書類を提示)
- 市町村窓口担当者は、申請書等の内容を確認し、不備がなければ留意事項を説明(申請者はチェックリストで確認)
- 市町村窓口において、書面(所定の様式に印刷したもの)又は電子データにより情報提供



第3章 林地台帳及び地図の公表・情報提供 ⑤

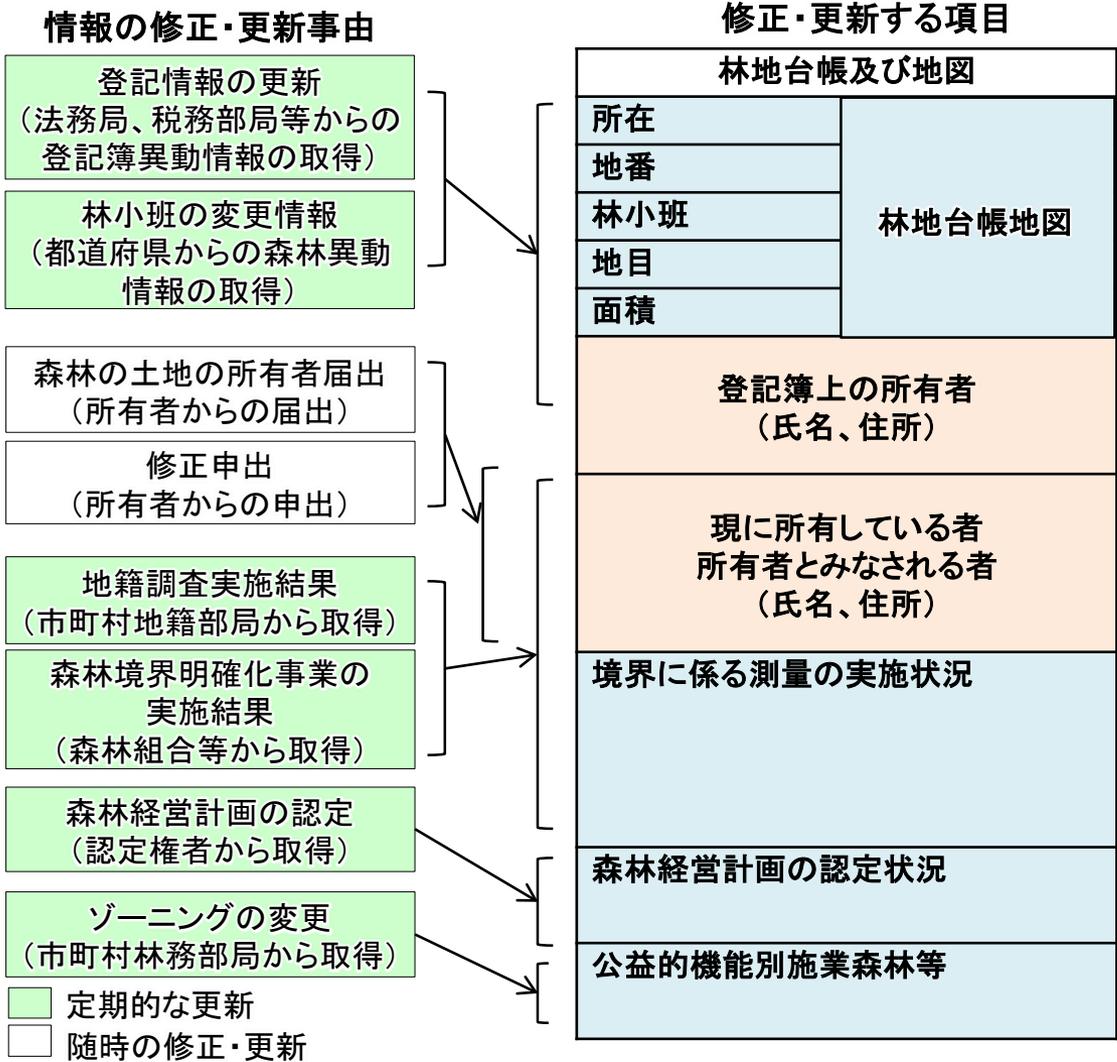
林地台帳及び地図の情報提供に関する事務処理の流れ



第4章 林地台帳及び地図の修正・更新 ①

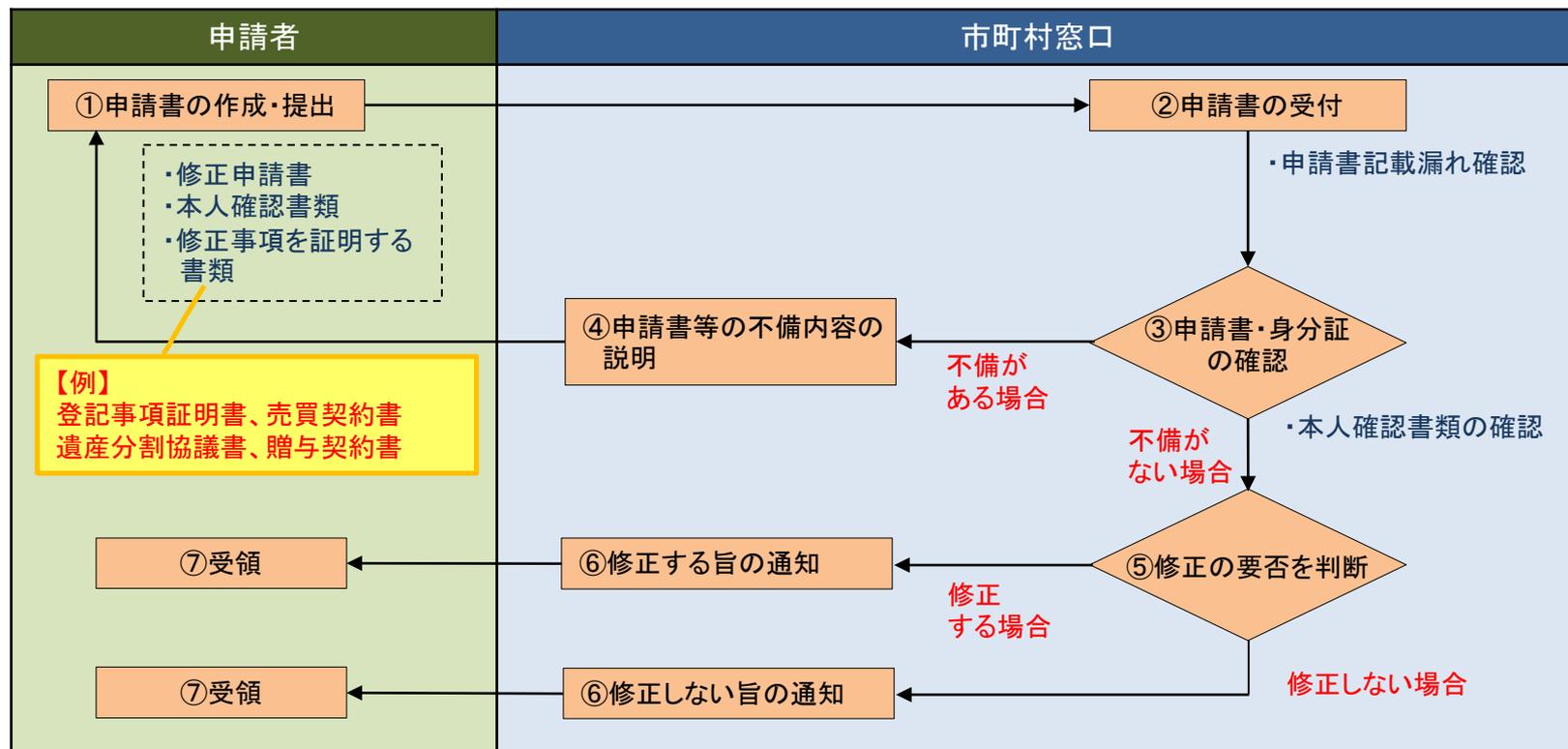
林地台帳及び地図の修正・更新の考え方

- 所有者本人からの修正申出、森林の土地の所有者届出、登記簿や地籍調査の成果等により、林地台帳を修正・更新
- 登記情報を元に作成した記載事項については、登記情報が更新された場合に限り更新
- 地域森林計画対象森林の区域の変更等都道府県の所掌に関する事項については、都道府県と調整



第4章 林地台帳及び地図の修正・更新 ②

所有者本人からの修正申出による林地台帳記載事項の修正に関する事務処理の流れ



森林の土地の所有者届出等による更新

- 森林の土地の所有者届出が受理された後、届出に記載された内容に従い、林地台帳の記載事項を更新
- 国土利用計画法に基づく届出が、市町村の土地部局より森林部局に提供された場合、提供情報の内容に従い、林地台帳の記載事項を更新

第4章 林地台帳及び地図の修正・更新 ③

定期的な情報更新

- 所有者からの修正申出や所有者届出により随時行う修正・更新に加え、登記情報の異動や地籍調査等の成果等を林地台帳に反映するため、定期的な情報の更新が必要
- 登記情報、地籍調査成果等林地台帳の元データ毎に、取得方法や林地台帳の更新方法を整理してマニュアルに記載

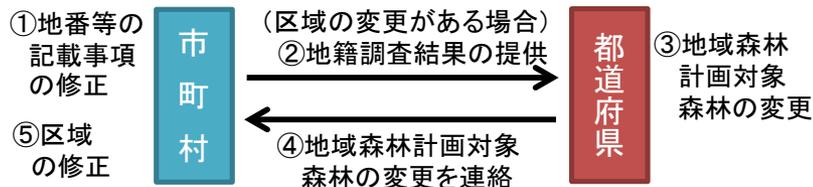
◇ 林地台帳の情報更新を行う場面

- ・登記情報の異動
- ・固定資産課税台帳の更新
- ・地籍調査の実施
- ・境界明確化事業等の実施
- ・森林経営計画の認定
- ・市町村森林整備計画の樹立・変更に伴う公益的機能別森林の区域の変更
- ・地域森林計画図の変更に伴う林小班番号の異動

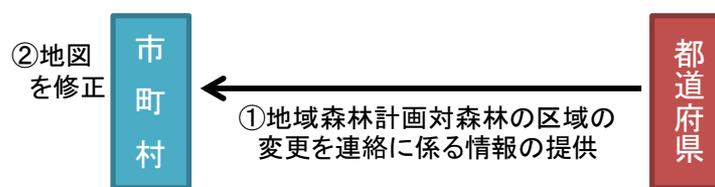
林地台帳地図の更新

- 林地台帳地図の区域の変更は、地籍調査の実施、又は、地域森林計画対象森林の区域の変更があった場合に実施
- 市町村は、地籍調査の結果を踏まえ林地台帳地図を修正。ただし、地域森林計画対象森林の増減に関する修正が必要な場合は、都道府県に連絡し、地域森林計画対象森林の区域の変更が行われた後に、林地台帳地図を修正
- 都道府県が、地域森林計画対象森林の区域の変更を行った場合には、その旨市町村に連絡し、林地台帳地図を修正

◇ 地籍調査が実施された場合



◇ 地域森林計画対象森林の区域が変更された場合



林地台帳管理プログラムによる情報修正・更新

- 林野庁が作成・配布する、林地台帳を管理する簡易なプログラムを用いて、林地台帳情報の修正・更新が可能
- 修正申出・届出、定期的な情報更新等の各場面における操作方法を記載

第5章 市町村事務における活用

森林・林業行政事務への活用

- 林地台帳は、記載情報を伐採等届出制度等の確認や無届伐採等に対する森林所有者への指導等に活用するとともに、所有者届出や境界明確化事業の成果を記載するなど所有者情報の管理にも活用

【林地台帳の活用例】

- ・伐採等届出
 - 申請者の確認、無届伐採への対応
- ・森林の土地の所有者届出、境界明確化事業等の成果
 - 台帳に記載し情報管理
- ・森林経営計画の認定請求
 - 公益的施業別機能森林(施業方法等)の確認

意欲ある森林経営の担い手等への情報提供

- 林地台帳は、登記上の所有者に加え、現に所有する者・所有者と見なされる者の情報と、所在・地番とその位置を示す林地台帳地図、さらには、森林経営計画の作成に必要な森林簿の情報と対応付けるための林小班、森林経営計画の認定状況といった情報を一元的にとりまとめたもの
- これらの情報を意欲ある森林経営の担い手に対して提供することにより施業集約化を推進

市町村内の他部署との情報共有

- 林地台帳の情報を市町村の他部署と共有することにより、市町村事務の効率化が可能
- 森林法第191条の2第1項の規定の基づく情報の内部利用、他法令の規定に基づく他部署への情報提供のほか、市町村における情報の内部共有に関する規定や個人情報保護条例に基づき情報共有が可能

【所有者情報を共有することによる市町村事務の効率化の例】

- ・市町村が行う公共事業において、施設等の配置や立木竹の伐採等が必要な場合、林地台帳を活用して森林の土地の所有者を確認
- ・災害時において、被害状況把握や復旧事業を行うため、林地台帳を活用して森林の土地の所有者を確認

第6章 都道府県との情報共有

情報共有の目的

- 林地台帳情報は、都道府県が行う林地開発許可や森林経営計画の認定、公共事業の実施や災害復旧等において活用可能な情報であり、都道府県との情報共有は、市町村における施策の推進にも寄与するもの
 - 都道府県が保有する森林資源情報や、地籍調査結果を踏まえて修正した森林計画図等は、市町村が林地台帳及び地図を運用していく上で必要な情報であり、都道府県と市町村が情報共有することにより、効果的な情報活用や精度向上が可能
- ※ 都道府県及び国への情報提供にあたっては、第3章に記載した情報提供に係る申請手続き等は不要

情報共有の方法

- 情報共有の方法としては、保有する情報を定期的に相互提供する他、両者が参加できるネットワークを介してリアルタイムに情報共有を行うことも可能

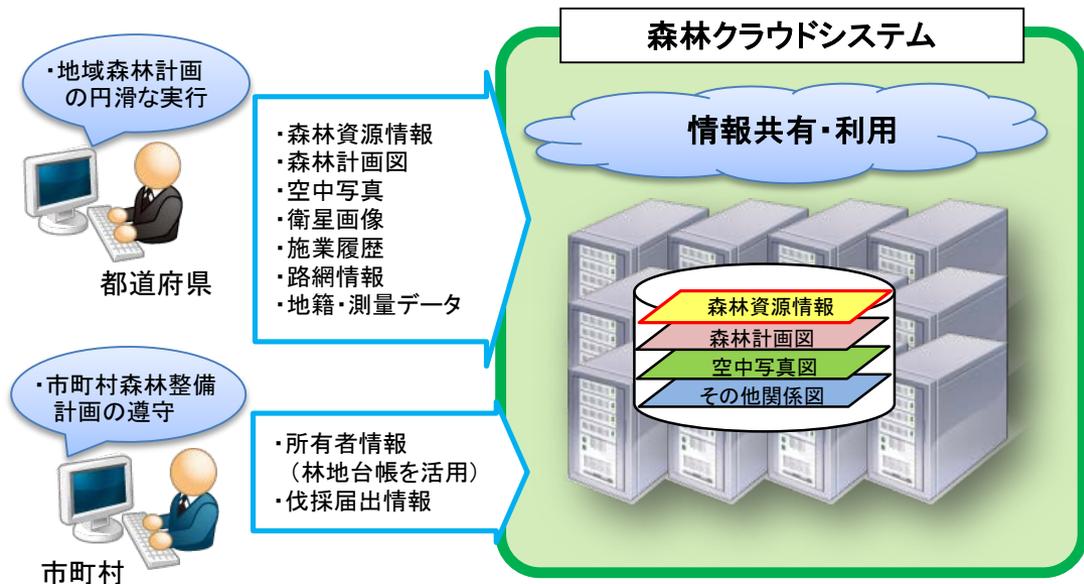
① 情報を定期的に相互提供する方法

市町村と都道府県が定めた方法(データ形式、情報媒体の種類、頻度等)により情報共有

② ネットワークを介してリアルタイムに情報を共有する方法

都道府県と市町村が共同で利用可能なLGWAN回線や、クラウド方式の森林GIS等を活用することにより、両者が保有する情報をリアルタイムに共有することが可能

森林クラウドシステムを活用した情報共有のイメージ



第7章 林地台帳情報の保護

情報セキュリティ対策

- ▶ 林地台帳及び地図は個人情報を含むものであり、市町村等の情報セキュリティポリシーに従い、適切に保護・保全することが必要

◇ 電子データの保護・保全

- ・情報端末の取扱、アクセス制限
 - ・ウイルス・スパイウェア対策
 - ・データの受け渡し、持ち出し(盗難)、出力
 - ・バックアップ、廃棄
- 等における情報セキュリティ対策が必要

◇ 簿冊の保全・保護

- ・保管
 - ・受け渡し、持ち出し(盗難)
 - ・複製、廃棄
- 等における情報セキュリティ対策が必要

第8章 林地台帳制度の周知

制度周知の目的・方法

- ▶ 情報提供を受けたい施業集約化の担い手等への周知を図るとともに、林地台帳情報の精度の維持・向上のため、森林所有者等の関心を高め、修正申出を促すためにも制度の周知が重要
- ▶ 周知にあたっては、林地台帳情報が、権利を確定するものではないことや、売買等の資料としては使えないこと等を明示

周知対象	制度周知のポイント	主な手段
集約化施業の担い手	施業集約化の促進に向けた情報提供の仕組み	・ホームページ ・チラシ
森林所有者	記載内容の確認・修正申出制度	・広報誌等 ・地域説明会
地域住民	林地台帳制度創設の背景・目的	・ダイレクトメール

資料

林地台帳データの仕様

参考法令・用語集

Q & A

各種様式の記載例

収集する資料の入手方法

- ▶ 林地台帳のデータベースの標準仕様
(ファイルの種類・命名規則・データ形式、データベースのフィールド名・データ定義、半角文字使用ルール 等)
- ▶ 地図の標準仕様 (縮尺(1/5000)、ファイルの種類・座標系・属性情報 等)
- ▶ 林地台帳の運用に関する参考法令・用語集、Q & A
- ▶ 林地台帳の公表・情報提供を行う際の統一様式、資料収集方法 等

2 運用マニュアル作成スケジュールについて

11月28日	第3回 事務レベル検討会(運用マニュアル(案)説明)
11月下旬～12月中旬	都道府県への意見照会や事務レベル検討会での意見等を踏まえ修正 → 運用マニュアル(修正案)作成
12月下旬	運用マニュアル(修正案)の調整(事務レベル検討会構成員)
12月下旬～1月(予定)	第3回 協議の場(運用マニュアル(最終案)説明)
1月下旬	協議の場の意見を踏まえ修正 → 運用マニュアルの完成

※都道府県森林計画担当者会議を2月に開催